

むだにしないで あなたの大切な一票

4月12日(日)は栃木県議会議員選挙投票日です ●投票時間は午前7時～午後8時●

栃木県議会議員選挙は、4月12日(日)に市内40の投票所で午前7時から午後8時まで投票が行われます。

●投票できる方…平成7年4月13日以前に生まれた方で、選挙人名簿に登録されている方です。

最近、他の市町村から本市に転入された方は、投票できない場合がありますので、次のことにご注意ください。

▶平成27年1月2日以前に本市に転入届をした方は、本市で投票することができます。

▶県内の他市町村から本市に転入した方で、平成27年1月3日以降に転入届をした方は、前住所地の市町で投票することができます。

ただし、この場合には、市町長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書」(無料)を最寄りの証明書の発行が可能な場所(住民基本台帳ネットワークシステムを備えた市町の住民登録窓口など)で受け取り、投票所の受付で提示していただく必要があります。

また、この方が期日前投票や不在者投票を行う場合にも、この「証明書」を提示する必要があります。

▶平成27年1月3日以降に県外の市町村から本市に転入した方は、今回の栃木県議会議員選挙の投票をすることはできません。

■期日前投票は4月4日(土)から

●期日前投票期間・時間

4月4日(土)～11日(土)

午前8時30分～午後8時

期日前投票は、3カ所いずれの場所でも投票ができます。

- ①総合文化会館1階 第1会議室
- ②湯津上庁舎1階 102会議室
- ③社会福祉協議会黒羽支所 会議室

※投票所入場券裏面の期日前投票宣誓書(兼請求書)に必要事項をご記入のうえ、お出かけください。

※入場券がお手元に届く前でも、期日前投票所に備えてある宣誓書を利用して投票ができます。

問 選挙管理委員会事務局 湯 TEL(98)3767

投票所入場券の様式が変わります



これまでは1人1枚、個人ごとに入場券を送付していましたが、今回からは、2人分の入場券を1枚にまとめた圧着葉書に変更します。(左図参照) 入場券が届きましたら、右下と左下の矢印に従って、ゆっくり開いてください。

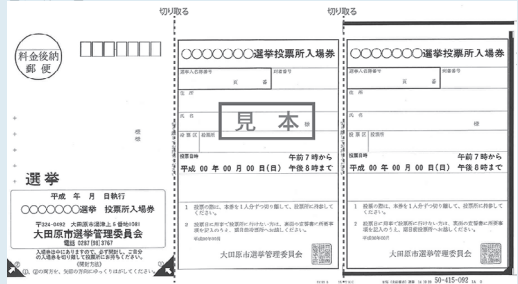
切り取り線に従って個人ごとに切り離して、投票所へお持ちください。世帯の人数が3人以上の場合は、複数枚入場券が届きます。

【投票所入場券は4月3日(金)から順次発送します。】

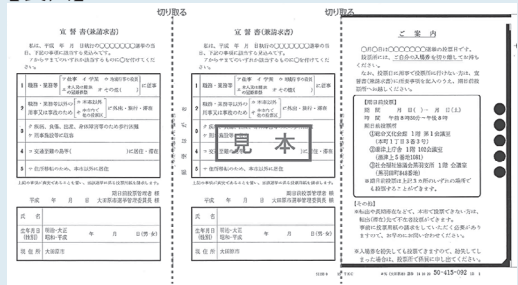
投票所の場所は、投票所入場券に記載してあります。入場券をご確認の上、お出かけください。

入場券が届かない場合や紛失してしまった場合でも、本人と確認できればその場で入場券を再発行し投票することができます。投票所係員にお申し出ください。

【表面】



【裏面】



大田原市

明るい地域づくり功労表彰

3月6日(金)、大田原市役所仮設庁舎A棟二階会議室において、大田原市明るい地域づくり功労表彰式を行い、個人3名と1団体のの方々を表彰しました。



この功労賞は、各分野で市民の誇りとなる顕著な功績を挙げ、本市の名声を高めた個人または団体などの方々に授与されます。

問 総務課 A2階 TEL(23)8761

●受賞者・功績(敬称略)

○五月女 昌巳 町島

【功績】2014年毎日農業記録賞 一般部門 最優秀賞

○大田原市立湯津上小学校PTA

【功績】平成26年度優良PTA文部科学大臣表彰

○川嶋 龍雄 須賀川

【功績】第40回全日本スポーツチャンバラ選手権大会 小太刀の部3・4級優勝

○清水 咲子 那須町

【功績】第17回アジア競技大会競泳女子 400m個人メドレー2位

三世代住宅建築のための助成

平成 27 年 4 月から新たな制度が始まります

■三世代同居住宅建築の設計及び工事監理に関する補助制度の新設について

この制度は、新たに三世代が同居する住宅を建築する場合に、事前に登録されている三世代住宅設計の知識を有する設計士(「登録設計士」と言います)と各世代の意見を取り入れながら、将来を見据えた住宅の間取りを検討し、同居者同士が支え合える住まいづくりを推進するため、その設計と工事監理の一部を助成します。

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の期間で、予算の範囲内で交付します。

●対象住宅

- ▶三世代の世帯が同居(同居予定者を含む)する住宅で、居住部分の床面積が 170㎡以上の住宅
- ▶登録設計士が設計および工事監理を継続して関わり建築する住宅

●対象者

- ▶市内に自己居住用の三世代同居住宅を建築(新築)する方で、登録設計士と設計および工事監理を契約する方
- ▶初めて補助金を受ける方
- ▶国、県および市税の滞納のない方
- ▶建築完了後に完成写真や設計図書等の提供など積極的に制度の周知活動に協力できる方

●補助金額…下表のとおり

補助区分	登録設計士の所属する建築士事務所の本店の所在地	
	市内	那須塩原市内
設計	費用の 2 分の 1 (上限 50 万円)	費用の 5 分の 2 (上限 40 万円)
工事監理	費用の 2 分の 1 (上限 50 万円)	費用の 5 分の 2 (上限 40 万円)

●その他

- ▶設計および工事監理支援補助金については、事前に申請書の提出が必要です。詳しい要件や必要な書類などの詳細については、下記へお問い合わせください。
- ▶他の補助制度と併用できるものとできないものがございますのでご注意ください。

問 建築指導課 **B** 1 階 TEL(23)1178

■三世代住宅建築費補助について

市ではこれまでの三世代住宅建築費補助を見直し、改めて世代間で支え合うことができる三世代住宅建築の補助を実施します。

平成 27 年 4 月 1 日以降に建築契約などを行い、完成した物件に対する補助となります。

建築の契約を行う前に、担当課までご相談ください。

●主な要件

- ▶建物面積：170㎡以上 ▶居室数：4 室以上
- ▶自己居住用の住宅で、三世代(親、子、孫)が同居していること。(孫は補助金申請時に小学校 6 年生までの年齢の子)
- ▶申請者および同居するものに市税などの滞納がないこと

●補助金額…契約業者が市内の場合 40 万円(市外の場合 20 万円)

問 建築住宅課 **B** 1 階 TEL(23)8724

こども医療費助成現物給付

医療機関等拡大について

平成 27 年 4 月 1 日から、3 歳から未就学のお子さんのこども医療費現物給付について、栃木県内の医療機関等に拡大されました。

●対象となる医療機関等

(改正前)大田原市・那須塩原市・那須町

(改正後)栃木県内

新しく交付したピンク色の「受給資格者証」と「健康保険証」を医療機関等の窓口で提示することにより自己負担(保険診療分)がかかりません。

制度の改正に伴い、未就学児のお子さんには新しい受給資格者証(ピンク色)を郵送します。

※栃木県外の医療機関等で受診した場合や資格者証の提示がなく支払いが生じた場合は、申請により償還払いします。

年齢区分	受給資格者証の色
未就学児	ピンク色
小学生から 18 歳まで	肌色

問 国保年金課 **A** 1 階 TEL(23)8792

緑化顕彰

緑豊かで美しいお庭を探しています

市緑化顕彰審査会では、見る人の心に響く、緑豊かで美しいお庭を探しています。

応募いただいたお庭は、6 月・9 月の 2 回にわたって審査を行い、優れているものと認められた場合、大田原市民憲章推進大会において表彰します。

自薦、他薦を問いませんので、どうぞ奮ってご応募ください。

●募集期間…5 月 1 日(金)～29 日(金)

●応募要件…市内に所在する手入れの行き届いた美しいお庭を対象としています。推薦者の住所は、市内・市外を問いません。

●応募方法…農林整備課備え付けの応募用紙に必要事項を記入の上、直接または郵送で提出してください。

●注意事項…審査の際は審査会委員がお庭を訪問させていただくことになります。



写真) 平成 26 年度受賞の庭

問 農林整備課 **文** 3 階 TEL(23)8126